

◎新潟県告示第606号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

登録 番号	生 産 事 業 者		生産事業の内容				事 業 所	
	氏名又は名称	住所又は 所在地	種 穂		苗 木		名 称	所在地
			採取	精選	幼苗の 育 成	幼苗以 外の苗木育成		
110	五十嵐 栄一	阿賀野市上江端 3048	○	○	○	○		阿賀野市上江端
121	長谷川 美業	阿賀野市野田 865			○	○		阿賀野市野田